

1. 中華人民共和国民営経済促進法

2. 市場参入ネガティブリスト (2025年版)

3. 国務院による対外的知的財産権の紛争処理に関する規定

1. 中華人民共和国民営経済促進法

本法は、2025年4月30日に全国人民代表大会常務委員会で審議・採択、同日付で公布されて同年5月20日に施行することとなった。本法は、中国初の民営経済の発展に関する基礎的な法律であると思われ、その法的支援を提供・保障することにより、民営経済の発展環境を最適化し、より質の高い発展を後押ししながら、国有経済組織や民営経済組織など各種経済組織が市場競争に公平に参加することを保証し、民営経済の健全な発展及び民営経済の人材の健全な成長を促進することを目的としている。

本法は、計9章、78条から構成されるものであり、公正な競争、投資・融資の促進、技術革新、経営の標準化、権利保護等の方面から、民営企業が直面している問題と困難について解決策を打ち出しており、抽象的な規定内容が多いものの、今後の中国経済に関する政策の方針を知る一つの手がかりになると言える。

主な内容は以下の通りになる。

- (1) 公平な競争を保障すること。全国向けの統一な市場参入ネガティブリスト以外の分野における民営経済組織を含む各種経済組織の法による平等な参入を保障し、公平な競争審査制度を実施し、入札募集・入札、政府調達等の行為を規範化し、また国家資源や公共サービスへのアクセスも平等に保障する。
- (2) 投融資の環境を改善すること。民営経済組織が国の重大戦略及び重大プロジェクトに参加することを支援し、融資リスクの市場化分担メカニズムを確立し、健全化し、民営経済の投融資の環境を最適化し、制度的な取引コストを低減し、与信管理、信用貸付管理、リスクコントロール、サービス費用徴収等の方面にて民営経済組織を平等的に取り扱うよう金融機関に要請する。
- (3) 科学技術の革新・発展を支援すること。国の重大戦略、業界の発展傾向及び世界の技術最前線のニーズを踏まえて、民営経済組織による科学技術の革新・発展を促進し、法による標準制定及び公共データ資源の開発利用に参加することを保障し、その知的財産権に対する保護を強化し、民営経済組織による知識型・技術型・革新型人材の育成を奨励する。
- (4) 規範的な指導を重視すること。民営経済組織に対して

労働者の権利保護、法令遵守、誠実経営、環境保護等の義務を設け、組織内ではガバナンス強化、不正防止、財務管理の厳格化等のガバナンス体制の構築が求められる。

- (5) 民営経済組織へのサービスと保障を強調すること。政府機関は法に基づき、民営経済の発展を支援する義務がある。
- (6) 権益保護を強化すること。民営経済組織及びその経営者の人身上の権利、財産に関する権利及び自主経営権等の合法的権利及び利益を法令に従い保護する。人身の自由の制限、財産への差押え、凍結等の強制措置が法定の権限、条件及び手続に従って行われることを要求する。行政、刑事上の手段を利用して経済紛争に違法に関与することを禁止する。国家機関、事業単位、国有企業が法や契約等に基づきタイムリーに民営経済組織に対して代金を支払うよう要請する。各級の政府機関は代金支払いの監督・管理の役割を担当する。

なお、本法の適用対象となる「民営経済組織」とは、中華人民共和国域内において設立された、中国国民が支配し若しくは実質的に支配する営利法人、非法人組織及び個人事業主、且つそれらの主体が支配し若しくは実質的に支配する営利法人、非法人組織を指すが、民営経済組織が外商投資と関わる場合に、外商投資に関する法令の関連規定も適用されるとされている。

2. 市場参入ネガティブリスト (2025年版)

国家発展改革委員会、商務部、市場監督管理総局の3部門は、2025年4月24日に、全国向けの統一な「市場参入ネガティブリスト (2025年版)」を公表した。今回の「市場参入ネガティブリスト」では、従前と同様、特別な制限措置が採られる市場参入項目を参入禁止項目と参入許可項目という2パターンに区別され、市場参入ネガティブリストの適用範囲と管理措置の法定根拠を明確にしている。前回バージョン (2022年版) に比べると、以下の変更点が注目される。

- (1) 今回のバージョンでは市場参入項目の数につき 前回の 117 項目から 106 項目に削減され、計11項目が削除された。全国的な管理措置は 486 条から 469 条に、地方的な措置は 36 条から 20 条へと削減された。

- (2) 一部の業種につき市場参入ハードルを引き下げ、新型
電信業務、ドラマ制作、医薬品卸売・小売の組織設置、
医薬品及び医療機器のインターネット情報サービス等
の業界において一部の措置を削除し又は部分的に開放
し、市場に活力を注ぐ狙いがある。
- (3) 民間用無人航空機、電子タバコ等新型たばこ製品の製
造・卸売・小売等の新業態・新分野の管理措置をネガ
ティブリストに取り込んで、社会民生等業界における
管理措置を一部健全化し、調整した。

なお、ネガティブリスト以外の分野・業界に、国有経済
か民営経済か、また大企業が中小企業か、一切と問わず
各種の経営主が法に従い平等的に参入することができ、
政府機関はネガティブリスト以外に違法的に参入障壁を
設置してはならないと強調された。

3. 国務院による対外的知的財産権の紛争処理に関する規定

2025年3月19日に、国務院による対外的知的財産権の紛争処理に関
する規定が公布され、同年5月1日より施行されることとなった。
本規定は、知的財産権に対する保護を強化し、国民や組織が法に
従い対外的知的財産権の紛争を処理することを促進し、国民・組織
の合法的権利・利益を保障することを主な目的とし、中国企業な
どが外国での知的財産権紛争で被告になったときのサポートや中
国企業の知的財産権の紛争処理で外国による不正行為に対する対
処、外国の中国に対する知的財産権を利用した排除などに対抗す
ることが明確にされた。

主な内容は次の通りである。

- (1) 対外的知的財産サービスの提供を強化し、国務院の関連

部門が外国の知的財産権情報の提供や早期警戒情報を
提供する。特に、紛争処理の対応支援と権利保護支援、
仲裁調停機関の解決への参加、弁護士や知財サービ
ス会社の外国知財サービス能力の強化を図る。

- (2) 企業の知財対応能力を強化し、中国企業による対外的
知的財産権保護のための共助ファンドの設立を支援する。
- (3) 外国からの文書送達、調査・証拠収集、証拠・資料の
対外的提供などを規範化し、中国が締結または加入す
る国際条約、ならびに「民事訴訟法」、「国際刑事司
法共助法」などの法律規定に基づく文書送達、調査・
証拠収集などしか認めない。証拠又は材料の法に基づ
く対外的提供についても、国家秘密、データ安全、個
人情報保護などの中国の法律、行政法規を遵守しなけ
ればならない。
- (4) 外国が不法に中国の国民・組織に対して内国民待遇を
与えず差別的制限措置を講じた場合、中国は差別的制
限措置の制定、決定、実施に直接または間接的に関与
した組織または個人を報復措置実施対象リストに追加
し、反外国制裁法等に基づき報復措置および制限措置
を講じることができ、中国の国民・組織も、法に基づ
き裁判所に訴訟を提起し、侵害の差止めおよび損害賠
償を請求することができる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。